

中小企業等外国出願支援事業

(一社)青森県発明協会では、海外特許出願等に取り組む県内中小企業者を支援する
中小企業等外国出願支援事業（特許庁・東北経済産業局事業）を下記のとおり実施します。

公募期間：平成29年8月30日（水）～平成29年9月29日（金）

○応募資格

- ①日本に出願済み案件を外国出願する予定である青森県内の中小企業者等
- ②日本に地域団体商標の出願済み案件を外国で商標出願する予定である商工会、商工会議所、NPO法人

○補助率及び補助上限額

補助率：2分の1以内

補助上限額：(1)1企業に対する1会計年度内の補助金の総額

300万円

(2)1出願に対する1会計年度内の補助金の総額

(ア)特許出願 150万円

(イ)実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願（冒認対策商標を除く） 60万円

(ウ)冒認対策商標 30万円

○補助対象経費

外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用 等

○事業期間

交付決定日から**平成30年2月28日**まで ※全ての会計処理が平成30年2月28日までに完了することが条件です。

平成29年			平成30年	
8/30	～ 9/29	10月中・下旬	●2月	●3月
募集開始	募集終了	審査会・採択・交付決定	実績報告(完了後提出)	補助金交付

○選定要件

- ①先行技術調査等の結果から外国での権利取得の可能性が否定されない出願であること
- ②助成出願に関する権利を活用した事業展開を計画していること 等

○選定方法

書類選考を通った案件について、当協会が設置する審査委員会において、申請者によるプレゼンテーション(非公開)を実施して、採否を決定します。

※採択された場合、申請者名、申請者所在地（市区町村）は、特段のことわりなく公表されますので予めご了承ください。

○申請方法

事業の概要は以上のとおりですが、申請をお考えの中小企業者等の皆様におかれては、「中小企業等外国出願支援事業 平成29年度追加公募要項等」により詳細をご確認いただき、中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金交付申請書を作成し、添付書類とともに下記宛先に提出してください。

様式等ダウンロード先：<http://www.aomori-ipc.jp/hakkyou/aiii-aomori.html>

●お問い合わせ・書類提出先●

〒030-0801 青森市新町 2-4-1 青森県共同ビル 8階

一般社団法人 青森県発明協会（担当：山口）

TEL 017-762-7351 FAX 017-762-7352

【当協会には、外国出願等について無料で相談できる「知財総合支援窓口」があります。まずはご連絡ください。】